

学術論文

17世紀末の「バルト海帝国」財政

入江幸二

富山大学人文科学研究第80号抜刷

2024年2月

17世紀末の「バルト海帝国」財政

入江 幸二

1. はじめに

「財政上の要求は、近代国家誕生の最初の刺戟であるのだ。それだからこそ、「租税」は、「租税国家」という表現が、ほとんど重複語ともおもわれるほど、深く国家と関連する¹⁾」とシュンペーターが述べたように、近世ヨーロッパの国家を論じるうえで、租税と財政の問題が重要であることは言を俟たない。J・ブリュアの「財政軍事国家論」を代表として財政史研究は一定の蓄積があるが²⁾、近世スウェーデンについても、1970年代以降、とくに三十年戦争（1618～48年）の時代を中心に研究が進められてきた。そしてバルト海・北海にまたがるダイナミックな資金の流れが、軍事大国スウェーデンの戦時財政を支えたことが明らかにされている³⁾。

17世紀のスウェーデンは相次ぐ戦争を経て領土を広げた軍事大国であり、それゆえ戦時財政の研究に一定程度の蓄積があるのは当然であろう。だが本稿では、戦争をしていなかった17世紀末を対象に、「バルト海帝国 Östersjöväldet」とも呼ばれる当時のスウェーデンがどのような財政状況にあったか、そしてどのような財務行政を行っていたかを検討したい。戦争の有無にかかわらず、当時は戦争を想定した財政構造および財務行政が常態であったと考えられることと、相対的に安定した平時の方が、そうした財政面での特徴がはっきりするであろうと思われるからである。

帝国全体の財政状況を論じた例としては、V・ケルッコネンの研究があげられる⁴⁾。スウェーデン王国の財政におけるフィンランドの位置づけを検討した論考であるが、王国全体の財政について軍事費が4割以上を占めたことが明らかにされている。ただし検討対象となった時期は17世紀前半にとどまり、地域も「スウェーデン=フィンランド」に限定されている。その後の1660～72年という戦争がなかった時代については、G・ヴィットロックの古典的研究がある。スウェーデン=フィンランドと旧デンマーク領の財政について検討されており、地代よりも関税に重点をおいた財政構造となっていたことが論じられている⁵⁾。

S・E・オーストレムは、戦時にあたる1633年と1677年の財政を比較している。主な点をまとめると以下の通りである。まず1633年の歳入は330万リクスダーレル (riksdaler, 以下 rdr と略記)⁶⁾、1677年の歳入は530万 rdr で、スウェーデン本土からの歳入を別にすると、いずれもバルト地方とドイツ地方の関税収入が目立つほか、フランスからの援助金も大きい。支出面では軍事費が大きい、とくに海軍費が大幅に増加した。また外交が果たす役割が拡大した影響で

宮廷費も5割ほど増加し、債務の支払い額も11万 rdrから112万 rdrと大きく伸びている⁷⁾。

17世紀末の財政については、J・カヴァリエの研究がある⁸⁾。大北方戦争開始直前の「バルト海帝国」がどのような財政・軍事状況にあったか検討されている。それによれば、バルト地方から得られた多くの資金が「バルト海帝国」各地の財源として流用されていた。これはカヴァリエの他にS・ダールグレンやM・ロバーツも指摘する重要な点であり、筆者も以前それについて触れた⁹⁾。H・ピーリマーも、1680～90年代においてエストランド・リヴランドの収入の半分から3分の1が帝国の軍事費・行政費に活用されていたことを論じている¹⁰⁾。

本稿の狙いは先述のように、平時の「バルト海帝国」財政を明らかにすることと、そこから17世紀末の帝国がどのような政策方針のもとで編成されていたか検討することである。「大国時代 stormaktstiden」とも呼ばれる17世紀のスウェーデンは、他のヨーロッパ諸国と同じく頻繁に戦争をしていたが、そのため人的・物的な負担の大きさが深刻な問題となった。1680～90年代には例外的に戦争がなく、その間に種々の改革を進めた結果、継続的に戦争を行いうる軍事・財政制度を生み出した¹¹⁾。また1696年にはスウェーデン王国の財政状況が好転し、そのため国王が議会を通じて臨時税の課税要求をする必要がなくなっている¹²⁾。戦争が常態化していた近世ヨーロッパにおいて¹³⁾、戦争がなかったタイミングを利用して戦争に対応する国家システムを再編したのが当時の「バルト海帝国」であった。平時の財政構造を検討することで、逆にこのことが浮き彫りになると思われる。

具体的には、1693年を対象に帝国財政の検討を行う。この年を対象とするのは、デンマーク大使B・ルクスドーフ Bolle Luxdorff が「バルト海帝国」財政の詳細な数値を残しているためである。ルクスドーフは1693年9月から丸4年間ストックホルムに駐在しており、デンマークの宮廷に宛てた書簡が史料集に収められている¹⁴⁾。どのような事情で詳しく知りえたのかははっきりしないが、1693年12月に財務大臣F・ヴレーデ Fabian Wrede 男爵と何度か会っていることから、その筋から入手した情報という可能性もある。また数値が厳密に実態を示しているかも問題なしとはしないが、ルクスドーフの報告それ自体は基本的に信用できるものである¹⁵⁾。

その他の史料としては、1697年にカール12世に対して提出された報告書がある¹⁶⁾。F・ヴレーデが中心となって1680～1697年の財政状況を検討したもので、当時の政府当局の認識を物語っている。こちらも利用することで、当時の帝国財政がどのような政策的意図のもと編成されたのか検討する。

なお本稿では、特に地域を限定する時には、中世以来のスウェーデンとフィンランドの領土を「スウェーデン本国」または「本国」、スカンディナヴィア半島南部に位置し17世紀にデンマークから獲得したスコーネとハッランドを「スコーネ地方」、バルト海の東岸方面を「バルト地方」、ドイツ北部の諸地域を「ドイツ地方」と呼び、さらに全体をまとめて「バルト海帝国」または「帝国」と呼ぶこととする。

2. 1693年の帝国財政

<表①～④>および<表⑥～⑫>は、先に述べたデンマーク大使が残した史料を整理したものである。単位はすべて銀ダーレル（daler silver mynt, 以下 dsm と略記）で表記してある¹⁷⁾。

まず全体像を示す<表①>から見ておきたい。これは史料の表記をもとに大きく3つに区分した。

第1の区分は、スウェーデン=フィンランド本国と、「スコーネ地方」、すなわちかつてデンマーク領であったスコーネとハッランド、以上の地域である。

第2の区分は「バルト地方」で、南からリヴランド、エストランド、インゲルマンランドで構成される。

第3の区分が「ドイツ地方」で、東からポメルン（フォア=ポメルン）、ヴィスマル、プレーメン=フェルデンからなる。

先述のように、1693年は財政状況が好転した年であり、余剰分が比較的多くなっている。また歳出については、「本国」が全体の3分の2で、バルト地方・ドイツ地方はほぼ同じ割合になっている。その一方、歳入についてはバルト地方の割合が高く、ドイツ地方が低くなっている。

なお、それぞれの表について、史料には多様な支出入の項目が記されているのだが、論点を明確にするため、歳出については軍事費・行政費、歳入については地代・関税等を抜き出して表にまとめた。さらにヴィットロックの研究（注5）を参考に、軍事費には次の項目を含めた。

陸軍顧問会議、海軍顧問会議、将校、貴族の騎馬軍役、騎兵、竜騎兵、歩兵、軍法務官、水兵、大砲、守備隊、要塞、弾薬、近衛兵軍服

守備隊と要塞は地域によって額に差がみられた。そこで、軍事費の下に項目を立てて比較し、地域的な特質を浮き彫りにしたい。

行政費には以下のものを含めた。統治に深くかかわるものと考えて、司法のための費用も含めている。

国王参事会、官房・財務顧問会議・鉞務顧問会議などの中央官庁、ストックホルム高裁、イエンスェーピング高裁、オーボ高裁、ラーグマン・郡長（地方の司法官と行政官）、司法関係、ストックホルムおよび地方の宮廷

2-1：本国と「スコーネ地方」

まずスウェーデン=フィンランド本国と「スコーネ地方」について。歳出については、いずれの地域も軍事費が突出しているが、地域ごとの特徴も見出せる。

<表②>のスウェーデン=フィンランドは軍事費が大きな割合を占めているが、史料によれば騎兵（約51万 dsm）・歩兵（約30万 dsm）・弾薬（約16万 dsm）がとくに大きな額に上って

いる¹⁸⁾。

「スコーネ地方」，すなわちかつてデンマーク領であったスコーネとハッランドの財政を示した<表③・④>をみると，歳入に関しては地代が中心を占めている¹⁹⁾。歳出は，守備隊・要塞に向けられる費用が比較的低い。スコーネの場合，軍事費の約半分（約14万 dsm）を騎兵が占めており，ハッランドの場合も約27,000dsmが騎兵の費用として振り向けられている²⁰⁾。

本稿ではこうした予算の長期的推移を示すことはできないものの，ヴィットロックが示した1663年の財政と比較してみたい。<表⑤>は1663年の，<表⑥>は1693年のスウェーデン＝フィンランド本国と「スコーネ地方」を合わせた財政を示している。

両者を比較すると，1693年は明らかに軍事費が拡大している。これは軍の再編による兵や将校の増加とそれにとまなう給与の増加や，海軍の増強によるものだと考えられる。宮廷・王族費も増加しているが，一つには王族²¹⁾への扶養費・年金の支払いがあるためである。宮廷費そのものも，1663年と比較すると倍の50万 dsmほどになっている。その内訳を史料で確認することはできないが，F・パーションの研究によれば，1663年の額が少ないのは国王カール11世が未成年であり，宮廷費が抑えられていたためである。そして王の親政開始後には衛兵が拡充され，その支出は宮廷支出の25～30%に達したという。人数としては，近衛兵はおよそ250名，その他に衛兵が2,000名ほどいたようである²²⁾。

歳入については，大きな変化はないように見える。ただし，大関税 stora sjötullen（貿易関税）がかなり減少している²³⁾。年度によって輸出入の額は変動があるとはいえ，理由ははっきりしない。1680～90年代にスウェーデンからエーレスンド海峡を経由して輸出された鉄の量が減少していることと関係しているかもしれない²⁴⁾。

2-2：バルト地方

<表⑦～⑨>は，いわゆる「バルト地方」である。

歳出に関しては，いずれの地域も守備隊・要塞の割合が高い。歳入の方は，「スウェーデンの穀物倉²⁵⁾」とも言われるだけあって額が大きい。リヴランドの場合はリガというバルト海商業の中心地があるため，巨額の貿易関税が得られている。なおエストランドの貴族製粉所使用税 adeln's kvarntulls spanmålは，エストランド貴族が，ある一定の土地面積ごとに穀物を払うという現物税である²⁶⁾。

それから，いずれにも「回収地」という項目がある。簡単に説明しておく，先に述べた「王領地回収」の結果，バルト地方の土地のおおよそ半分以上が王室にいったん回収されることが決定された。ただしそれでは現地貴族の反感を買い，帝国の維持を揺るがすことにもなるうるため，もとの所有者にそのまま「借地」として王室が貸し出すことになった²⁷⁾。こうした事情から，王室に回収された土地からは地代ではなく借地料がもたらされることになった。

またバルト地方は総じて、歳出に対して歳入の額が大きいため余剰金が多い。3つの地域すべてをまとめると、余剰金は約40万 dsm (393,776dsm) にのぼる。歳入全体の35%が余剰金となり、他の地方に流用されたと考えられる。スウェーデン側から見れば、資源供給地として重要な地だったということが表から明らかになる。

2-3：ドイツ地方

〈表⑩～表⑫〉がいわゆる「ドイツ地方」である。

〈地図〉でも分るように、面積としてはかなり狭い地域であるが、それに不釣り合いなほど軍事支出の割合が高い。守備隊・要塞への割当ても高いが、これは1688～97年のアウクスブルク同盟戦争（プファルト継承戦争）に際して、スウェーデンがドイツ方面軍を増強したためにこのような割合になったためと想定される。この地方は大陸側への足場であり、スウェーデンにとっての戦略的重要性を示している²⁸⁾。

歳入の面からは、大関税・小関税といったものが一定の割合を占めていることから、バルト海貿易のネットワーク上に広がっていたのが「バルト海帝国」であったことを如実に物語っている。それから上納金 kontribution は現地等族から払われるものだが、必ずしも毎年のことではなく、スウェーデン王（厳密に言えば「ポメルン公」）との交渉で決まる。プレーメン＝フェルデンは比較的その額が大きい、ヴィットロックによれば1660年代も22万～38万 dsm を払っているので、この年が特別多いわけではない²⁹⁾。

あらためて地域ごとの特徴をまとめておきたい。

まずスウェーデン＝フィンランドであるが、行政費や宮廷費が他の地方より多いのは当然であろう。歳入に関しては、土地からの収益がもっとも大きい。次にバルト地方だが、ロシアと国境を接するインゲルマンランドと、ポーランド＝リトアニアと国境を接しているリヴァンドそれぞれが、軍事費、とくに守備隊・要塞の割合が高いことが印象的である。また豊富な余剰金があったことも重要である。そしてドイツ地方は、地域ごとに歳入に大きなばらつきがあるにもかかわらず、守備隊・要塞の額そのものは似通っており、歳出に占める割合がきわめて高い。とくにヴィスマルはほぼ軍事基地として機能しているとすらいえるほどである。そこには豊富なバルト地方の余剰金が流用されたはずであり、ストックホルムにある財務局（後述）がそれを管理していたと想定される。

財政面におけるこうした帝国のあり方は、神聖ローマ帝国・デンマーク・ポーランド＝リトアニア・ロシアと国境を接していることを反映しており、そこから生じる潜在的な軍事的脅威をふまえたものであろう。そして中央当局が当時の国際情勢をにらみつつ、バルト海にまたがる領域を財政的に管理・采配していたと考えられる。その点を次に検討したい。

3. 財務報告にみる帝国の防衛と統合

3-1: 防衛の強化

先に1663年財政との比較で、本国に関しては軍事費が拡大したことは指摘した。まずこれに関連して、軍事・外交面に関する議論を進めたい。

1700年に大北方戦争が始まるまでは、国王ならびに行政府は、少なくとも建前では防衛を第一に考えていたようである。カール12世が即位した1697年になされた財務報告のなかで、以下の表現がある。

国王陛下〔先王カール11世〕は何よりも祖国の防衛Fädernes-landets försvar、とりわけ確固たる基盤にもとづいた陸軍の確立に、慈悲深い注意の目を向けられた³⁰⁾。

〔……〕先の国王陛下によるかなりの軍備と遠征があった。それはこの王国ならびに隣接する諸公の平和の維持のためであり、必要から結ばれた同盟のためである〔スリースヴィー=ホルスティーン公爵領との同盟関係のこと。以下、1688～90年にホルスティーン遠征軍として174万dsm、軍艦12隻の建造費に16万dsm、1690～92年にライン遠征軍として49万dsm、水兵の動員に6万dsmが費やされたことが述べられる〕。

それらすべては王国の安全のためであり、先の国王陛下は心からそうなされたのであり、それを手にするとともに強さと名誉をもたらすものであった³¹⁾。

この報告は前文で、財務大臣に予算編成の権限を付与するとともに王が責任を有することがまず述べられている。そして上記の「祖国」「王国」という表現であるが、これらは基本的には「スウェーデン=フィンランド本国」を指す³²⁾。つまりこの報告からは、スウェーデン本国の安全と防衛のために、王権と当局が軍事費を調達ないし増強してきたことが明示されている。

海軍の増強については、1697年10月の海軍大臣H・ヴァクトメイステルHans Wachtmeisterの報告がある。それによると、1675年には35隻あった戦艦がスコーネ戦争（1675-79年）直後の1680年には24隻に減少したが（旗艦クローナン号も沈没している）、1697年には45隻に増加した。戦艦に積まれた大砲の数では、1675年に1,921門だったのが97年に2,648門と、スコーネ戦争をはさんでかなり増強されている³³⁾。

さらに1680年代から90年代は各地で要塞の建設・修築もすすんだ。ストックホルムの宮廷が改築されたほか、スウェーデン南部には海軍の基地としてカールスクローナ市が建設された。さらにユテボリ、マルムーといったスカンディナヴィア半島南部、バルト地方のナルヴァ、レヴァル、リガ、ドイツ地方のシュトラールズント、ヴィスマル、シュターデといった場所の

要塞も修築された³⁴⁾。

1693年の議会報告では、要塞の建設・修築と物資供給に約220万 dsm、遠征軍にほぼ同額、軍艦の艀装に36万 dsmが用いられたことが報告されている。同時に債務の返済もすすめられており、これが約240万 dsmにのぼった³⁵⁾。スコーネ戦争後、つまり1680年に4,000万 dsmあったと言われる債務は順調に返済されていったのだが³⁶⁾、それと同時に、王国の防衛能力を強化する傾向を見てとることができる。

3-2：帝国財政の統合

債務返済の背後には順調に余剰が生れていたことがあるが、この余剰分をどこに振り向けるか、王権および財務関係当局が積極的に関与するようになった。

財政に関わる業務は財務顧問会議 kammarkollegiet が管轄していたが、よりすみやかな財務行政を行うため、国王に直属する新たな部局として、財務局 statskontoret が1680年12月に設置された。財務大臣 riksskattmästaren の指導のもと財務局長 president・財務委員 statskommissarien が支出の業務を受け持ったが、1720年までは財務大臣が局長を兼任している³⁷⁾。毎年9月から10月にかけてスウェーデンとその統治下の領土から税金に関する報告を受け、予算を立案して国王の裁可を受け、予算を執行するとともに不正を監視するといった業務を担当した³⁸⁾。かくして国王に直属する組織が帝国全体の財政を効率よく管理するシステムができあがったことによって、財政面での「バルト海帝国」の一体化が進んだと言える。あまつさえ当時の財務大臣兼財務局長はF・ヴレーデであり、彼は国王カール11世の信の厚い側近であった³⁹⁾。

予算を編成する業務は、かつては財務顧問会議が行っており、新たに獲得した領土については「スコーネ地方」とインゲルマンランドだけが予算案に含まれる対象だった。しかし1680年以降に財務局が予算編成をおこなうようになると、バルト地方とドイツ地方も含んだ帝国全体の予算案が編成されるようになる。それ以前にも、本国の余剰金を地方に回して不足を補うということはあったが、臨時的な措置であった⁴⁰⁾。だが国王直属の財務局が設置されると、「帝国」財政はより一体的な観点から編成されるようになった。一例として、1699年にはヴィスマルの収入が不足したため、バルト地方から8万 dsmの資金が流用されたという⁴¹⁾。表に掲げた1693年については資金の具体的な流れが記されているわけではないが、以下にあげる史料から判断しても、王の意思を受けた財務局が、バルト地方の余剰金をドイツ地方に振り向けられるといった処理を行ったことは間違いない。

余剰金については、予備金庫 reservkassor を設置し、突発的な事態に対応しうるシステムがうみだされた。この点について、1697年報告ではこう語られている。

先の国王陛下〔カール11世〕が1692年に慈悲深くもお命じになったがゆえに、時として

どこかで余剰の資金があった場合、何を差し置いてもここスウェーデンにある要塞に、何らかの必要性が生じたときのための予備資金として配置すべきである。それはユーテボリに4万 dsmの資金、マルメに5万 dsm、カルマルに1万 dsm、イェンシェーピングに1万5,000dsm、ハルムスタッドに1万 dsmで、同じようにヴィスマル市にも2万 dsmを置き、合計で14万5,000dsmがこれらの場所へと翌年運ばれることになって、言及した資金のすべてが完全に満たされる⁴²⁾。

このような余剰金は厳格に管理され、王室も私的に流用することはできなかった。上記の場所の城には金庫室と、3ヶ所を鍵で閉じる鉄の金庫を設置し、その鍵は当該の地方の総督と、城の司令官と、財務局配下の会計局長 ränthemästaren という役人がそれぞれ鍵を保管するとともに、彼ら3人がこの余剰金の使途についても説明責任を負うことになった⁴³⁾。

このように財務局が帝国全体の資源を管理し、おそらくスウェーデン本国の防衛を強化することを第一として余剰金を活用する、中央集権的な財政システムが完成したのである。

もちろん余剰金が軍備にのみ使われたわけではない。1696年には不作で苦しむフィンランド・ボスニア湾地域・ウップランドの民衆のために、58,600トウンナの小麦・ライ麦・オート麦が用意された(約860万リットル。1トウンナ=146.5リットル)。これはバルト地域とストックホルムの余剰分と購入されたもので、そのなかから36,858トウンナ(約540万リットル)がパンと種子用に提供された(残りは要塞に供給)。いくなれば福祉政策にもバルト地方の資源は活用されていた⁴⁴⁾。

以上のように、1680・90年代には多額の負債は着実に減少するとともに予備資金の確保もすすめられ、帝国財政はおおむね健全化したといえる。そしてそうした資金を財務局が、ひいては財務局と財務顧問会議を配下に置くスウェーデン王権が、帝国全体と国際情勢を見渡しながら必要な方面に振り向けるようになったのである。

4. おわりに

あらためてこの時期の財政的特徴をまとめると、以下のようなろう。

- ①本国・「スコーネ地方」・バルト地方では、地代、すなわち土地から得られる資金に依拠する部分が多い。
- ②関税も重要であるが、とくにバルト地方については歳入に占める割合が多い。
- ③各地の余剰金を、「バルト海帝国」の各地方に必要な応じて流用する。
- ④国王および国王直属の財務局が、トップダウン方式で財政の管理を行う。

⑤支出面では、ドイツ地方・バルト地方で軍事に多くが割振られる。またこれは、神聖ローマ帝国・デンマーク・ポーランド＝リトアニア・ロシアを意識した采配であると想定される。

軍事・安全保障部門に多くが振り向けられるという財政構造は、この時代としては特殊なものではなく、フランスもイギリスもプロイセンも軍事費の割合は高かった⁴⁵⁾。また地代が大きな意味を持っていた点も当時としては一般的といえる⁴⁶⁾。

またダールグレンは、1680年以降、スウェーデンは貿易の拡大とその前提としての平和外交を推進したと評価している⁴⁷⁾。基本的にはその通りであると考えますが、ただしそれは軍事力の充実と表裏であったことは強調すべきである⁴⁸⁾。とりわけ、ドイツ方面を中心に軍備の充実が図られたことは重要である。バルト地方の資源が他の地方に流用されたことはすでに先行研究でも指摘されたことだが、本稿ではそれらとは異なる史料を活用することで、当時のスウェーデンおよびバルト海帝国がドイツ方面を意識しながら運営されていたことが明瞭になった。旧稿でも触れたように、ドイツ地方は大陸への橋頭保となる場所であった⁴⁹⁾。さらに同盟国であるスリースヴィー＝ホルスティーエン公爵領を守るとともに、「宿敵」とされるデンマークを挟撃することも可能となる。以上のことから、当時のスウェーデンおよびバルト海帝国は、ドイツの方向に軸足を置きながら財政・軍事の問題を考えていたといえる。

ただしこれは、相対的にロシアに対する注意を削ぐことになったのではないか。その後の大北方戦争の帰結を鑑みるに、「バルト海帝国」が崩壊する要因の少なくとも一つはここにあったようにも思われるが、これは本稿の範囲を超えた問題であろう。

<表①> 1693年の「バルト海帝国」財政（単位：dsm。以下同じ）

地域名	歳出	%	歳入	%
スウェーデン=フィンランド	3,109,512		3,220,067	
スコーネ	337,437		310,455	
ハッランド	76,666		96,554	
小計	3,523,615	67	3,627,076	69
リヴランド（リヴォニア）	483,349		765,305	
エストランド（エストニア）	62,712		170,305	
インゲルマンランド	191,106		195,333	
小計	737,167	14	1,130,943	22
ポメルン	305,170		145,766	
ヴィスマル	174,191		17,733	
プレーメン=フェルデン	246,815		306,575	
小計	726,176	14	470,074	9
余剰	241,135	5	-	
合計	5,228,093	100	5,228,093	100

出典：HSH,s.329-339をもとに作成。以下表②～④、⑥～⑫も同じ。

<表②> スウェーデン=フィンランド財政

歳出	額	歳入	額
合計	3,109,512	合計	3,220,067
軍事費	1,694,151 (54%)	経常地代	986,700 (31%)
うち守備隊・要塞	171,388 (6%)	大関税	698,174 (22%)
行政費	476,052 (15%)	小関税 Små tullerne	240,000 (7%)
宮廷・王族費	659,131 (21%)		
余剰*	110,555 (3%)		

*余剰の額の後に、歳入合計に対する%を示した（以下同じ）。

<表③> スコーネ財政

歳出	額	歳入	額
合計	337,437	合計	310,455
軍事費	271,547 (81%)	経常地代	55,821 (18%)
うち守備隊・要塞	101,502 (30%)	大関税	34,685 (11%)
行政費	26,155 (8%)	徴兵代納金 ^{**1)}	28,000 (9%)
ルンド大学	6,158 (2%)	小関税・市場取引税	17,502 (6%)
		不足 ^{**2)}	26,982 (8%)

**1) 徴兵を免除する代わりに収める。

**2) 不足額は、歳出合計に対する%を示した（以下同じ）。

<表④>ハッランド財政

歳出	額	歳入	額
合計	76,666	合計	96,554
軍事費	62,777 (82%)	經常地代	33,630 (35%)
うち守備隊・要塞	26,158 (34%)	徴兵代納金	18,421 (19%)
行政費	6,480 (8%)	大関税	12,761 (13%)
		小関税および煙草税	3,520 (4%)
余剰	19,888 (21%)		

<表⑤>1663年：スウェーデン＝フィンランド・「スコーネ地方」の財政

歳出	額	歳入	額
合計	3,821,695	合計	3,931,537
軍事費	1,363,738 (36%)	經常地代	1,089,017 (28%)
行政費	382,469 (10%)	大関税	1,156,390 (29%)
宮廷・王族費	262,073 (7%)	小関税・市場取引税	298,672 (8%)

出典：Georg Wittrock, *Karl XI:s förmyndares finanspolitik*, II, Uppsala, 1917, s.430-434.

<表⑥>1693年：スウェーデン＝フィンランド・「スコーネ地方」の財政

歳出	額	歳入	額
合計	3,523,615	合計	3,627,076
軍事費	2,028,475 (58%)	經常地代	1,076,151 (30%)
行政費	508,687 (14%)	大関税	745,620 (21%)
宮廷・王族費	659,131 (19%)	小関税・市場取引税	261,031 (7%)

出典：表②～④を合算。

<表⑦>リヴランド財政

歳出	額	歳入	額
合計	483,349	合計	765,305
軍事費	361,198 (75%)	大関税 Licenterne	228,544 (30%)
うち守備隊・要塞	329,559 (68%)	回収地収入	320,069 (42%)
行政費	51,024 (11%)	市場取引税	1,150 (0%)
余剰	281,956 (37%)		

<表⑧>エストランド財政

歳出	額	歳入	額
合計	62,712	合計	170,305
軍事費	37,115 (59%)	大関税 Licent og Port	67,025 (39%)
うち守備隊・要塞	31,295 (50%)	回収地収入	80,000 (47%)
行政費	8,852 (14%)	貴族製粉所使用税	18,738 (11%)
余剰	107,593 (63%)		

<表⑨>インゲルマンランド財政

歳出	額	歳入	額
合計	191,106	合計	195,333
軍事費	160,567 (84%)	大関税	52,654 (27%)
うち守備隊・要塞	144,903 (76%)	回収地収入	90,960 (47%)
余剰	4,227 (2%)		

<表⑩>ポメルン財政

歳出	額	歳入	額
合計	305,170	合計	145,766
軍事費	239,981 (79%)	上納金	299,32 (21%)
うち守備隊・要塞	196,109 (64%)	大関税	31,605 (22%)
行政費	31,602 (10%)	小関税・市場取引税	57,802 (40%)
		不足	159,404 (52%)

<表⑪>ヴィスマル財政

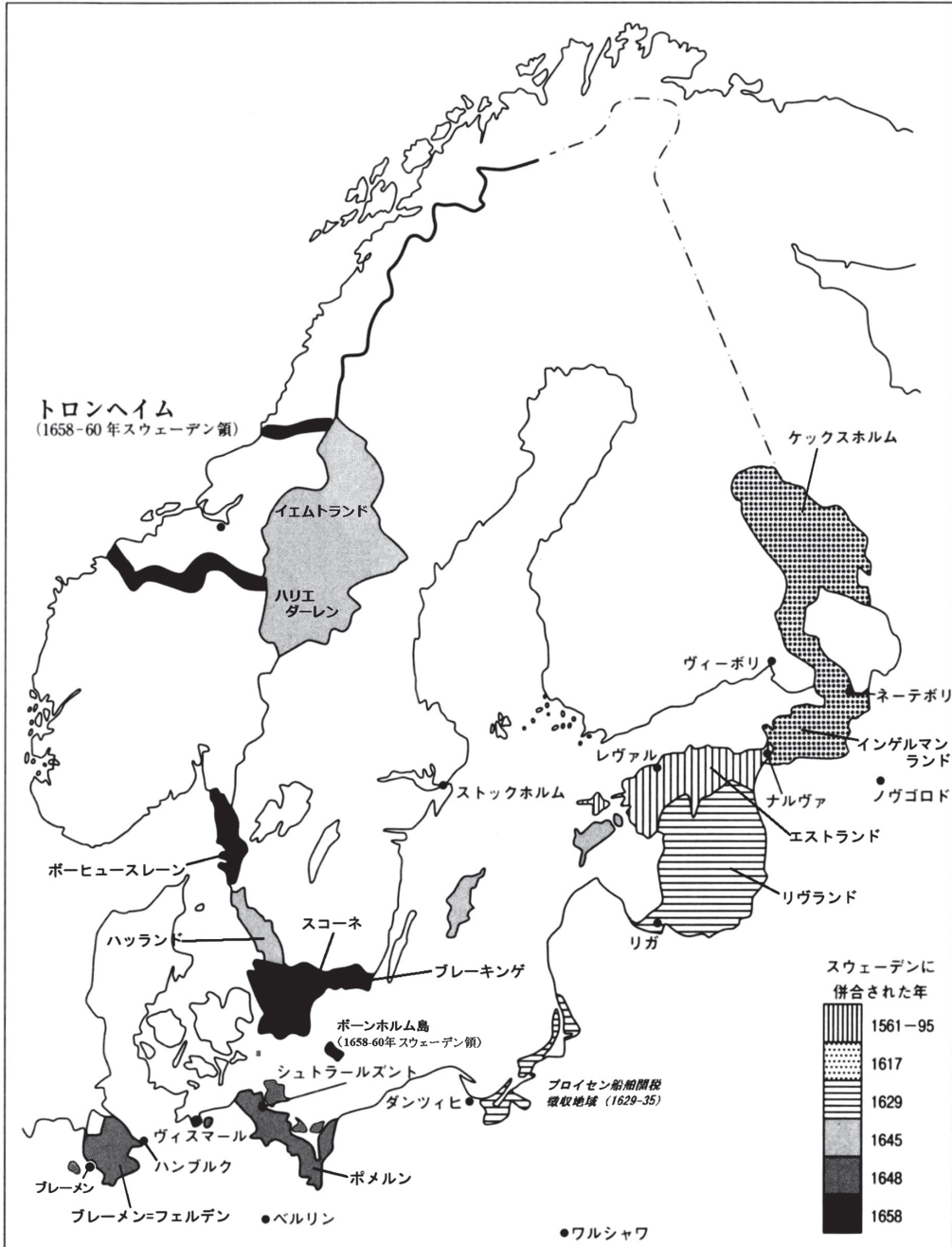
歳出	額	歳入	額
合計	174,191	合計	17,733
軍事費	152,740 (88%)	大関税	13,335 (75%)
うち守備隊・要塞	152,740 (88%)		
		不足	156,458 (90%)

<表⑫>ブレーメン＝フェルデン財政

歳出	額	歳入	額
合計	246,815	合計	306,575
軍事費 ^{※)}	169,349 (69%)	上納金	221,011 (72%)
うち守備隊・要塞	136,635 (55%)	関税 Tull og Accijserne	42,371 (14%)
行政費	45,869 (19%)	回収地	39,519 (13%)
余剰	59,760 (19%)		

※) ブレーメン＝フェルデンについては、軍事費のなかに「年金 Pensioner」が含まれている。他の地域にもこの項目はあり、退役将校に対する年金である場合があったと推測されるが明らかではないため、ブレーメン＝フェルデン以外の地域については軍事費に含んでいない。

<地図> 近世スウェーデン／バルト海帝国 (1561～1721年)



【出典】入江幸二『スウェーデン絶対王政研究』知泉書館、2005年、viii頁に加筆。

注

- 1) J・A・シュムペーター（木村元一・小谷義次訳）『租税国家の危機』岩波書店、1983年、34頁。
- 2) ジョン・ブリュア（大久保桂子訳）『財政＝軍事国家の衝撃－戦争・カネ・イギリス国家 1688-1783－』名古屋大学出版会、2003年。Cf., Richard Bonney, ed., *Economic Systems and State Finance*, Oxford, 1995; Bartolomé Yun-Casalilla and Patrick K. O'Brien with Francisco Comín Comín, eds., *The Rise of Fiscal States : A Global History, 1500-1914*, Oxford, 2012.
- 3) 詳細は以下を参照のこと。古谷大輔「三十年戦争におけるスウェーデン王国の財政構造」『IDUN』第17号、2006年、241-258頁。
- 4) Veikko Kerkkonen, "Ruotsi-Suomen finansseista 1600-luvun alkupuoliskolla", *Historiallinen Arkisto*, vol.52, 1947, s.141-212.
- 5) Georg Wittrock, *Karl XI:s förmyndares finanspolitik*, I-II, Uppsala, 1914-17. 平時の財政に関しては、入江幸二『スウェーデン絶対王政研究－財政・軍事・バルト海帝国－』知泉書館、2005年、第2章も参照。
- 6) リクスダーレル riksdaler は当時の計数貨幣の単位。実際に流通していた通貨である銀ダーレル daler silver mynt との法定比価は、1633年で1:1.5、1677年で1:2であった。そのため330万リクスダーレルは495万銀ダーレル、530万リクスダーレルは1,060万銀ダーレルに相当する。入江、前掲書、v頁。Rodney Edvinsson, *The Multiple Currencies of Sweden-Finland 1534-1803*, Stockholm, 2009, p.52.
- 7) Sven-Erik Åström, "The Swedish Economy and Sweden's Role as a Great Power 1632-1697", Michael Roberts, ed., *Sweden's Age of Greatness 1632-1718*, London, 1973, pp.82-85. フランス援助金とは、ペールヴァルデ条約（1631年）にもとづきフランスがスウェーデンに提供した軍事資金である。5年間という当初の期限を超えて1758年まで断続的にフランスは援助金を払ったが、スウェーデンはその見返りとしてフランスの外交・戦争に巻き込まれることもあった。フランス援助金については以下を参照。Svante Norrhem, "The Uses of French Subsidies in Sweden, 1632-1729", id. and Erik Thomson, eds., *Subsidies, Diplomacy, and State Formation in Europe, 1494-1789 : Economies of Allegiance*, Lund, 2020, pp.93-117. 入江、前掲書、第2・3章。
- 8) James Cavallie, *Från fred till krig : De finansiella problemen kring hierarkien under 1600-talets senare del*, Lund, 1981.
- 9) Stellan Dahlgren, "Der schwedische Absolutismus am Ende des 17. Jahrhunderts und die Integration des Reichs", Aleksander Loit und Helmut Piirimäe, hrsg., *Die schwedischen Ostseeprovinzen Estland und Livland im 16.-18. Jahrhundert*, Uppsala, 1993, S.15-31; Michael Roberts, *The Swedish Imperial Experience 1560-1718*, Cambridge, 1979, p.99f. 入江、前掲書、第1章。
- 10) Helmut Piirimäe, "Die finanzielle Beziehungen Livlands und Estlands zum schwedischen Staat im 17. Jahrhundert", Anu Mai Köll, ed., *Time of Change in the Baltic Countries : Essays in Honour of Aleksander Loit*, Stockholm, 2000, pp.31-56.
- 11) 改革の軸となったのは、まず王室が戦費を賄うため貴族に譲渡・売却した王領地を無償で返還させる「王領地回収政策（貴族領削減）reduktionen」である。これによって、1689年の時点で帝国全体の歳入が177万銀ダーレルほど増大している（Aleksander Loit, *Kampen om feodalrättan : Reduktionen och domänenpolitiken i Estland 1655-1710*, Uppsala, 1975, s.173, tabell 15）。もう一つが、徴兵された兵士らに王領地を貸与する「割当義務制度（インデルニング制）indelingsverket」である。平時は農業に従事させてそこからの収益を兵士の給与とし、戦時に従軍させる軍制で、1901年まで存続した。これらの制度によって、原則として臨時税に頼らずに数万の常備軍を維持することが可能となった。これらの財政・軍事改革については以下を参照。古谷大輔「近世スウェーデンにおける軍事革命－初期ヴァーサー朝期からグスタヴ2世アードルフ期におけるスウェーデン軍制の展開－」『大阪大学世界言語研究センター論集』第3号、2010年、1-27頁。入江、前掲書、第4章。

- 12) Kurt Ågren, "The *reduktion*", Roberts, ed., *Sweden's Age of Greatness 1632-1718*, p.247.
- 13) 17世紀のヨーロッパで戦争がなかったのは4年だけとされる。長谷川輝夫・大久保桂子・土肥恒之『世界の歴史 17 ヨーロッパ近世の開花』中央公論新社（中公文庫），2009年，202頁。
- 14) Anders Fryxell, utg., *Handlingar rörande Sveriges historia ur utrikes arkiver*, III, Stockholm, 1839 [以下 *HSH* と略記], s.318-400. 財政の史料は, *HSH*, s.329-340.
- 15) 筆者がカール 12 世の即位式を論じた際にもこの史料を利用したが、公式記録と内容が合致しており、部分的にはより詳細でもあった（入江、前掲書、第6章）。またカヴァリエの研究書（注8）に示された数値ともおおよそ合致するため、信用できる史料であるとする。
- 16) "Om Inrikes Stats- och Finance-werket ifrån 1680 til 1697", Sam. S. Loenbom, *Handlingar til Konung Carl XI:tes historia*, V, Stockholm, 1765, s.1-54.
- 17) 本史料のドイツ領（ヴィスマル、ポメルン、プレーメン＝フェルデン）について、詳細な一覧では単位が *rdr* となっており、全体の計算の際には $1\text{rdr} = 1.75\text{dsm}$ で換算されている。法定比価では $1\text{rdr} = 2\text{dsm}$ であるが、ここでは史料の計算ののりとしておく。なお帝国全体の財政を示した表ではポメルンの歳入部分について計算ミスがあったため（ポメルンの歳入額が $93,295\text{rdr}$ と誤記され、それにもない *dsm* 換算の数値も $163,266\text{dsm}$ となっている）、筆者の方でそれぞれ $83,295\text{rdr}$ と $145,766\text{dsm}$ に修正した。*HSH*, s.333-335, 339.
- 18) *HSH*, s.330.
- 19) スコーネにおいて地代が高い割合を示しているのは, *termin skatte* という税が $82,708\text{dsm}$ にのぼるためである。これは王領地・担税地における完全農場毎に 24dsm を現金で支払う税で、スウェーデン当局側は「新たな税ではなく、あらゆる臨時税をまとめたもの」と考えていた。本稿でも土地に課せられる臨時税が恒常税に転化したものと捉え、地代の中に組み込んだ。Wittrock, *op.cit.*, I, s.301.
- 20) *HSH*, s.330. 騎兵の予算が高いのは、スコーネ戦争によって荒廃したため、一般農民の徴兵がすぐには実施されなかったことが影響していると考えられる。Cf., Lars Ericson, *Svenska knektar : Indelta soldater, ryttare och båtsmän i krig och fred*, Lund, 2002, s.57-63.
- 21) 王族には、王太后（国王の母）ヘドヴィグ・エレオノーラ（1636～1715年）、国王の従弟プファルツ伯アドルフ・ヨハン（1666～1701年）、クリスティーナ女王（位1632～54年）が含まれている。*HSH*, s.330. ただレクリスティーナ女王は1689年に没しているため、王妃ウルリカ・エレオノーラの誤記ではないかと思われる。
- 22) パーシオンによれば、近衛兵が増えて宮廷費の支出が軍事色を強めたことが、当時のスウェーデン宮廷費の特徴であるという。またスウェーデンが地理的に北方に位置するため、宮廷費の大きな割合を占めていたのが「灯り」の費用だった。1693年には8万本近いロウソクが用いられたという（獣脂のロウソクが60,993本、蜜蝋のロウソク18,462本。他に松明が1,224本）。なお宮廷費の増加は、1692年に始まった「三冠宮 Tre Kronor」の全面改修の影響もあると考えられる。Fabian Persson, "The Kindgom of Sweden : The Courts of the Vasas and Palatines c.1523-1751", John Adamson, ed., *The Princely Courts of Europe : Ritual, Politics and Culture under the Ancien Régime 1500-1750*, London, 1999, pp.285-289, p.336 note 53. 近衛兵・衛兵の数は以下の史料による。"John Robinson's Account of Sweden, 1688", *Karolinska förbundets årsbok*, 1996, p.32.
- 宮廷費が歳出全体に占める割合については、たとえば1661～83年のフランス王室関係費が歳出の12～14%であったことから、他のヨーロッパ諸国と比べて大きくは変わらないと思われる。常見孝「ヨーロッパ絶対王政期の財政」木村尚三郎他編『中世史講座』第6巻、学生社、1992年、330頁
- 23) 小関税 *lilla tullen* と市場取引税 *accis* はいずれも商品に課せられる間接税。*tull* は国境などの境界線を通る際に支払う税で、*accis* は市内の市場に入る際に払う税。同じ商品であっても、流通のどの段階で支払うかで呼称が変わる。史料上では2つの語は併記され、厳密に区別して扱われるわけではない。Cf., *Nordisk familjebok, uggelupplagen*, XXXIV, 1922, s.20f.

- 24) 玉木俊明『北方ヨーロッパの商業と経済－1550-1815年－』知泉書館, 2008年, 第4章。この時期は貿易統計が不十分な形でしか残っていないため, 詳しい事情については他日を期したい。
- 25) Roberts, *The Swedish Imperial Experience*, p.105.
- 26) 1635年に導入。ルストシェンストヘスト rusttjänsthäst (騎兵用の馬を指す言葉だが, 騎馬提供単位を指す場合にも用いられる。面積としては15ハーケに相当) 毎に24トウンナ (= 3,516リットル) の穀物を支払うもので, 半分はライ麦, 半分は粉とされた。Loit, *op.cit.* s.63.
- 27) 入江, 前掲書, 第7章。
- 28) 入江幸二「ドイツへの鍵－スウェーデン領ポメルンにみる「礫岩のような国家」の一樣相－」『富山大学人文学部紀要』第68号, 2018年2月, 45-58頁。
- 29) Wittrock, *op.cit.*, II, s.426.
- 30) Loenbom, *op.cit.*, s.25.
- 31) *Ibid.*, s.35f. スリースヴィ＝ホルスティーン公爵領とスウェーデンの関係については以下を参照。入江幸二「ホルシュタイン＝ゴットープ家を考える」村井誠人編著『スウェーデンを知るための64章』第2版, 明石書店, 2024年刊行予定。
- 32) Jonas Nordin, *Ett fattigt men fritt folk : Nationel och politisk självbild i Sverige från sen stormaktstid till slutet av frihetstiden*, Stockholm, 2000, s.44f.
- 33) Sam. S. Loenbom, *Handlingar til Konung Carl XI:tes historia*, XI, Stockholm, 1769, s.169-175.
- 34) Kenneth Kartaschew, “Erik Dahlbergh som fortifikatör : Fortifikationens ståndpunkt under 1600-talet”, Leif Jonsson, red., *Stormaktstid : Erik Dahlbergh och bilden av Sverige*, Skövde, 1992, s.152-162. Cf., Dahlgren, *op.cit.*, S.19.
- 35) 1693年議会における財政状況の説明によれば, 先立つ数年の間に必要となった臨時支出は以下のとおりである。①1688～89年のホルスティーン遠征軍に1,741,770dsm, ②1690～92年のライン方面遠征軍に489,818dsm, ③1690年, オランダ支援用の軍艦12隻の艀装に155,650dsm, ④フランス・ポルトガル支援用の軍艦4隻の艀装に206,145dsm, ⑤売却・抵当にされた王領地・地代徴収権の請戻しに445,017dsm, ⑥1689年以後に現金で支払われた王室の債務払いとして2,446,705dsm, ⑦王国の要塞への必要な物資供給として454,873dsm, ⑧要塞建設に1,778,743dsm, ⑨イェルマレ運河の建設に60,000dsm, ⑩城の建設に97,000dsm。Sveriges ridderskaps och adels riksdagsprotokoll, XVI, Stockholm, 1900, s.87, 405; Loenbom, *Handlingar til Konung Carl XI:tes historia*, V, s.35.
- 36) 1693年の債務は合計1,375,000rdrにのぼった。そのうち5,000rdr以上の債権を持つ者は, 大口債権者2人(計50万rdr), 債権者19人(計25万rdr), 小口債権者333人(計33万rdr), 大輸送業者18人(計21万5,000rdr), 小輸送業者10人(計3万rdr), 都市5カ所(計3万rdr)で, 合計1,355,000rdrに達する。Åström, *op.cit.*, p.91.
- 37) Arne Granholm och Margot Rydén, red., *Statskontoret 1680-1980 : En jubileums och årsskrift*, Vällingby, 1980, s.12; Göran Rystad, *Karl XI : En biografi*, Lund, 2001, s.234.
- 38) Loenbom, *op.cit.*, s.1-9, 46. なおなおここで勤務していた者は当初は局長や書記などしかいなかったらしいが, はっきりした人数は不明である。18世紀初頭から人員が増え始め, 19世紀半ばには100名ほどいたという。Granholm och Rydén, *op.cit.*, s.66-68.
- 39) Rystad, *op.cit.*, s.185, 195.
- 40) 財務顧問会議は1669年, ポメルンの軍事支出の90%を肩代わりしている。Roberts, *The Swedish Imperial Experience*, p.100. 1661年・1663年・1670年のスウェーデンから帝国諸地域への持ち出し金については, Wittrock, *op.cit.*, II, s.432.
- 41) リヴランドから3万dsm, リガから5万dsm。Cavallie, *op.cit.*, s.24.
- 42) Loenbom, *Handlingar til Konung Carl XI:tes historia*, V, s.16f.
- 43) *Ibid.*, s.17. Cf., Fredrik Lagerroth, *Statsreglering och finansförvaltning i Sverige till och med*

frihetstidens ingång, Malmö, 1928, s.118.

44) Loenbom, *Handlingar til Konung Carl XI:tes historia*, V, s.43f.

45) Cf., Bonney, *op.cit.*, pp.409-414.

46) ただ、王室直轄領／ドメーヌが減少してタイユなどの直接税や間接税が中心になっていったフランスに比べれば、18 世紀のプロイセンに近いかもしれない。常見、前掲論文を参照。

47) Dahlgren, *op.cit.*, S.20.

48) ロバーツも、突発的な戦争にも即座に対応できる陸海軍と財政システムをカール 11 世は残したと評価している。Roberts, *The Swedish Imperial Experience*, p.142.

49) 入江「ドイツへの鍵」。

